

---

# 総務省 地域脱炭素関連施策一覧

---

# 目次

| <u>名称</u>                  | <u>ページ</u> |
|----------------------------|------------|
|                            | <u>概要等</u> |
| ローカル10,000プロジェクト           | 2          |
| ふるさと融資制度について（地域総合整備資金貸付事業） | 3          |
| 分散型エネルギーインフラプロジェクト         | 4          |
| 人材面からの地域脱炭素支援              | 5          |
| GXアドバイザー                   | 6          |
| 地域おこし協力隊                   | 7          |
| 外部専門家（地域力創造アドバイザー）         | 8          |
| 地域活性化起業人                   | 9 – 10     |
| 地方自治体職員に対する脱炭素に関する研修       | 11         |
| 脱炭素化推進事業債等                 | 12 – 14    |
| 地域の人への投資の推進（地域脱炭素関係）       | 15         |

# ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）

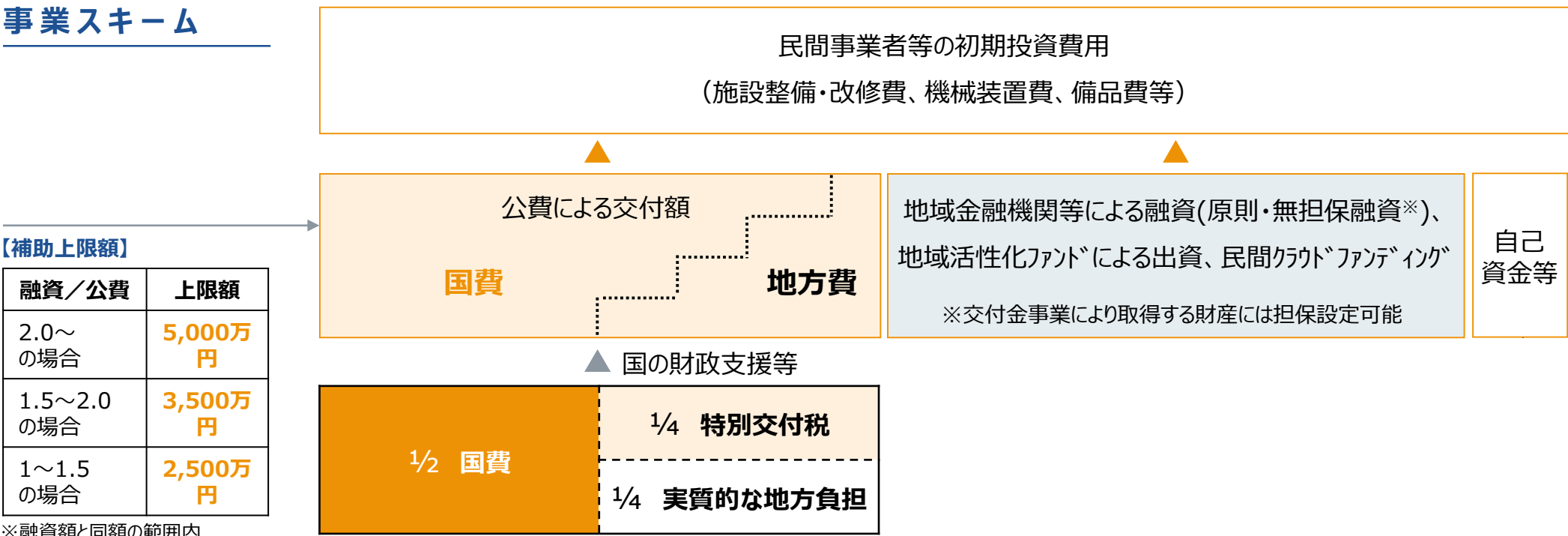
R6当初予算額 6.0億円の内数

産学官金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の創業・新規事業を支援

- ①地域密着型（地域資源の活用） ②地域課題への対応（公共的な課題の解決）  
③地域金融機関等による融資、地域活性化ファンドによる出資、民間クラウドファンディング ④新規性（新規事業） ⑤モデル性  
の要件について、有識者（総務省）の審査を経て該当すると認められた事業が対象

※事業は年度内完了が原則

## 事業スキーム



- 【補助率】
- ・原則、自治体負担の1/2
  - ・条件不利地域  
財政力0.25以上 2/3  
財政力0.25未満 3/4
  - ・脱炭素 3/4
  - ・デジタル技術活用 9/10



- 自治体の事業を支援
- 施設整備・改修費、備品費も対象
- 補助上限額は最大5,000万円（大規模事業対応可）
- 補助率は条件不利地域の場合 2/3～3/4
- 特別交付税措置（措置率0.5）により  
実質的な地方負担を大幅に軽減
- 毎月、交付申請可能

## ふるさと融資制度について（地域総合整備資金貸付事業）

2050年カーボンニュートラル実現目標や2030年度目標（温室効果ガス排出量2013年度比46%減）に向けて、地域脱炭素による地域の魅力と質を向上させる地方創生が喫緊の課題であることなどを踏まえ、ふるさと融資の利用を推進し、民間投資の促進を通じて地域の活性化につなげる。

### 脱炭素化に資する事業について

#### ・融資比率、融資限度額、雇用要件

「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第54号）に基づき市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」及び「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和4年法律第60号）に基づき国の出資等により設立された株式会社脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業者の事業について、**最も高い融資比率及び融資限度額**とするとともに、**雇用要件の特例（都道府県・指定都市「1人以上」）**を適用する。

（単位：億円）

|               |       | 通常の地域                  | 過疎地域<br>（みなし過疎地域含む）<br>・<br>離島地域<br>・<br>特別豪雪地帯 | 定住自立圏<br>・<br>連携中枢都市圏<br>・<br>東日本大震災被災地域 <sup>（※2）</sup> | 市町村が認定する<br>「地域脱炭素化促進事業」<br>・<br>（株）脱炭素化支援機構が<br>出資等を行う民間事業 |
|---------------|-------|------------------------|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
|               |       |                        |                                                 |                                                          |                                                             |
| 都道府県・<br>指定都市 | 融資比率  | 50%                    | 60%                                             | 60% <sup>（※3）</sup>                                      | 60%                                                         |
|               | 融資限度額 | 80 <sup>（※1）</sup>     | 96 <sup>（※1）</sup>                              | 120 <sup>（※3）</sup>                                      | 120                                                         |
|               | 雇 用   | 5人（再生可能エネルギー電気事業は1人）以上 |                                                 |                                                          | 1人以上                                                        |
| その他市町村        | 融資比率  | 50%                    | 60%                                             | 60%                                                      | 60%                                                         |
|               | 融資限度額 | 20 <sup>（※1）</sup>     | 24 <sup>（※1）</sup>                              | 30                                                       | 30                                                          |
|               | 雇 用   | 1人以上                   |                                                 |                                                          |                                                             |

（※1）：地域再生計画認定地域及び沖縄県の区域に係る融資限度額は、1.25を乗じて得た額

（※2）：岩手県、宮城県、福島県に限定

（※3）：定住自立圏及び連携中枢都市圏に係る融資比率・融資限度額の引上げ措置については、都道府県は対象外

# 分散型エネルギーインフラプロジェクト

R6当初予算額 6.0億円の内数

- 地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるエネルギー供給事業導入計画（マスタープラン）の策定を支援。

## 補助対象

マスタープランの策定経費（上限2,000万円）

## 補助率

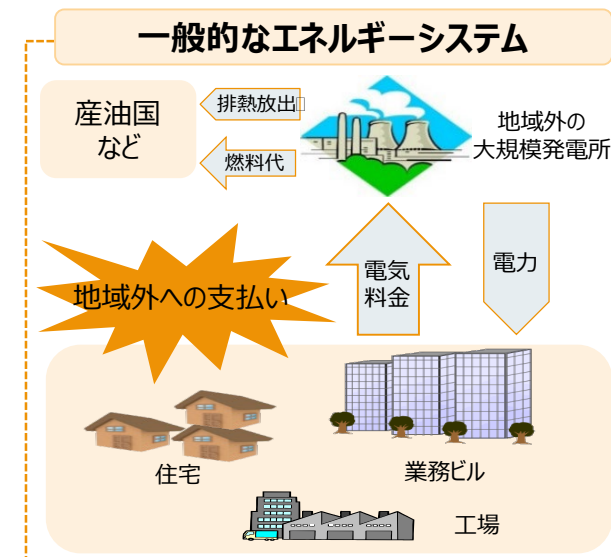
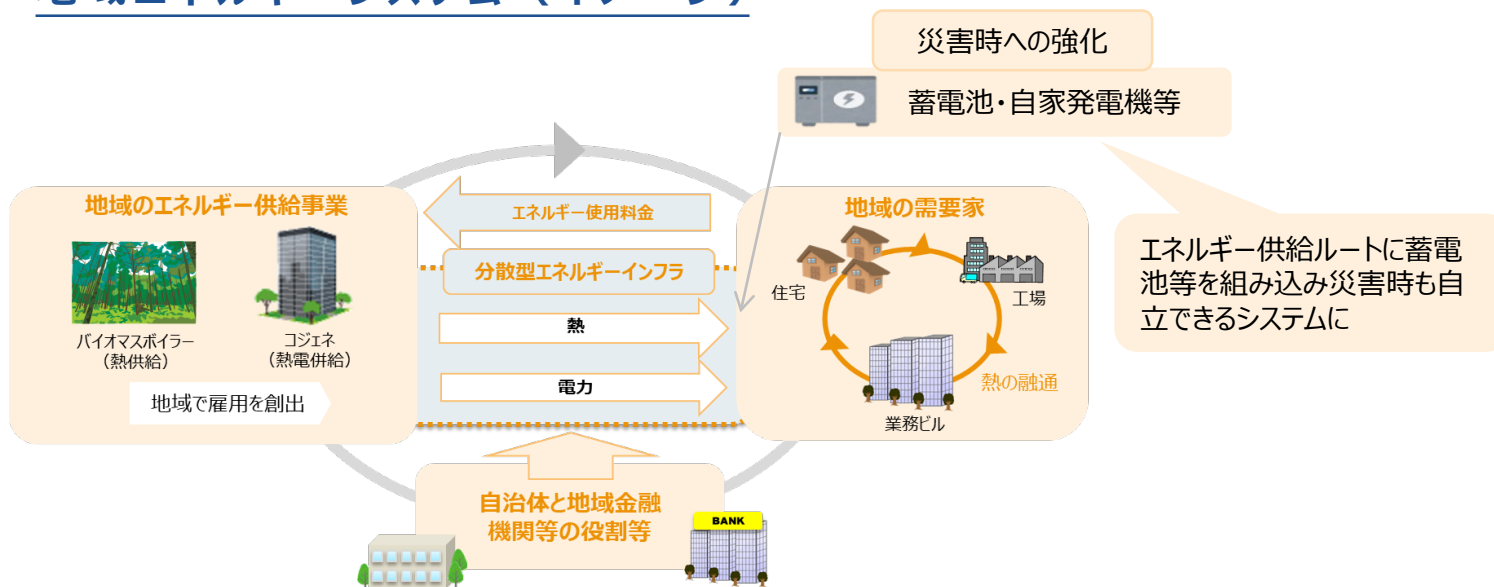
策定経費の1/2（財政力指数0.5未満市町村は2/3、財政力指数0.25未満市町村は3/4、新規性・モデル性の極めて高い事業計画は3/4）

## 実績

これまでに77の団体が策定（平成26年度～令和5年度）

○各省連携のプラットフォームとして、総務省を窓口とする関係省庁タスクフォース（農林水産省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省）を設け、マスタープランの策定段階から事業化まで、徹底したアドバイス等を実施。

## 地域エネルギーシステム（イメージ）



# 人材面からの地域脱炭素支援

R6当初予算額 6.0億円の内数

- 地域脱炭素の実現を人材面から支援するため、関係省庁と連携して、5年間の集中期間内に、地域に不足している専門知識を有する外部専門家を紹介するほか、**外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助**。

## 事業スキーム(イメージ)



【課題】 国・地方が一体となって脱炭素に向けた取組を進める上で、自治体や地域には、地域脱炭素を実現するための専門人材が不足

### 総務省の支援内容

- 関係省庁と連携して、各自治体が抱える課題に対応した外部専門家を紹介
- 外部専門家を招へいする際の費用の1/2を補助
  - ※1 補助対象：謝金、旅費、その他諸経費(教材印刷費、会場費等)(上限100万円)
  - ※2 補助率：補助対象の1/2

助言の実施



### 外部専門家のイメージ

| (課題)                   | (外部専門家)            |
|------------------------|--------------------|
| エネルギー事業の運営             | ⇒ 地域エネルギー会社の社員     |
| 再エネの安定供給方法や需要家の開拓方法    | ⇒ 学識経験者            |
| 事業経営や資金調達              | ⇒ 金融機関社員           |
| 地域のエネルギー会社や関係者のコーディネート | ⇒ 事業化経験を有する自治体職員 等 |

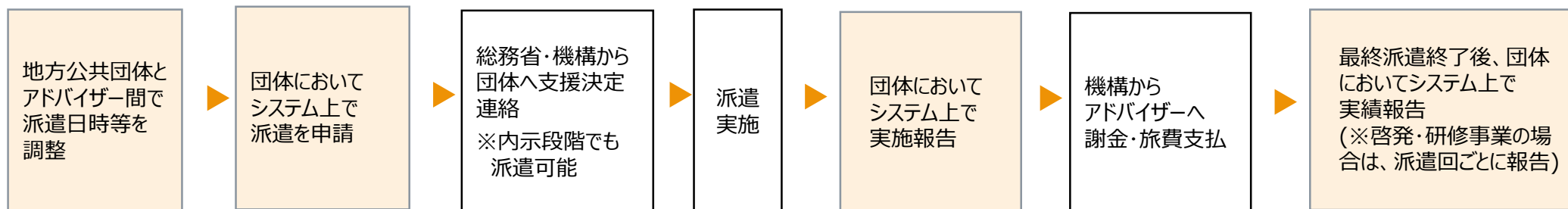
# GXアドバイザーの派遣

- 政府は、2050年カーボンニュートラル実現、2030年度温室効果ガス排出量46%削減（2013年度比）を目標として掲げている。
- 「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日）では、①少なくとも100か所の脱炭素先行地域づくりや、②太陽光発電、住宅・建築物の省エネ等の重点対策の全国実施等が盛り込まれるなど、地域主導の脱炭素の取組が重要となっている。
  - ▶このような中、総務省と地方公共団体金融機構との共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」へGX分野を追加し、地域脱炭素に取り組む地方公共団体へアドバイザーを派遣する。

## 支援分野

- **課題対応アドバイス事業**  
地域脱炭素に取り組む市区町村に対して、下記の分野において支援を実施。  
＜地域脱炭素ロードマップの重点対策＞
  - ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、②地域共生・地域裨益型再エネの立地
  - ③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導
  - ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上、⑤ゼロカーボン・ドライブ、⑥資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
  - ⑦コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり、⑧食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立
- **啓発・研修事業**  
都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修会・相談会を行う場合に、都道府県に対してアドバイザーを派遣

## アドバイザー派遣の流れ



## 謝金・旅費

- アドバイザーの謝金・旅費は地方公共団体金融機構が負担する。（謝金単価は原則、1時間あたり6,000円）

※詳細は、地方公共団体金融機構HP掲載の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業実施の手引き」（下記URL・QRコード）を参照  
<https://www.jfm.go.jp/support/development/keieizaimu.html>（機構HPのURL）

（機構HPのQRコード）





# 地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体

○活動期間：概ね1年以上3年以下

○地方財政措置：＜特別交付税措置：R6＞

・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：300万円／団体を上限

・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限

・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等

・**地域おこし協力隊員の活動に要する経費：520万円／人を上限(報償費等：320万円、その他活動経費：200万円)**

・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限

・地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限

・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

※このほか、**JETプログラム参加者等の外国人住民に対し、地域おこし協力隊の取組の理解を深め、採用につなげる自治体の取組（200万円／団体を上限）**や、**外国人の隊員に必要なサポートに要する経費（100万円／団体を上限）**について、R6から新たに道府県に対し特別交付税措置

## 地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

### 地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

### 地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

### 地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

## 隊員数、取組自治体数等の推移

⇒ **令和8年度に10,000人を目標**

| 年度   | 21年度 | 22年度 | 23年度  | 24年度  | 25年度  | 26年度   | 27年度   | 28年度   | 29年度   | 30年度    | 元年度     | 2年度     | 3年度     | 4年度     | 5年度     |
|------|------|------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 隊員数  | 89人  | 257人 | 413人  | 617人  | 978人  | 1,629人 | 2,799人 | 4,090人 | 4,976人 | 5,530人  | 5,503人  | 5,560人  | 6,015人  | 6,447人  | 7,200人  |
| 自治体数 | 31団体 | 90団体 | 147団体 | 207団体 | 318団体 | 444団体  | 673団体  | 886団体  | 997団体  | 1,061団体 | 1,071団体 | 1,065団体 | 1,085団体 | 1,116団体 | 1,164団体 |

※ 隊員数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（いずれも特別交付税算定ベース）。

※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊(農水省)」の隊員数を含む。

隊員の**約4割は女性**

隊員の**約7割が20歳代と30歳代**

・ 制度創設以来、R4末までに任期終了した隊員については、**およそ65%**、  
・ 直近5年に任期終了した隊員については、**およそ70%**  
**が同じ地域に定住**※R5.3末調査時点

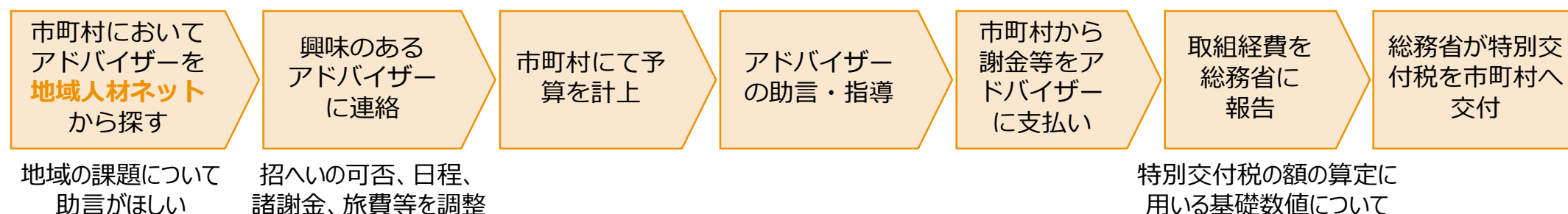


# 外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について総務省が支援

地域人材ネット（地域力創造アドバイザー検索ページ）：<https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

## 対象市町村へのアドバイザー派遣の流れ



## アドバイザー活用事例（新潟県胎内市）

### ● 取組事例

ワイン製造施設運営事業において、ワインの品質向上等を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、市職員やワイン製造関係者を対象に、年8回に渡り商品開発や醸造に関する指導や助言を受けた。

### ● 成果・効果

ワインコンクールでの受賞や業界での評価向上に伴い出荷量が増加するとともに、マーケティングの指導も受けた結果、「胎内高原ワイン」のブランド化にも成功した。



## 財政措置

### ● 対象市町村

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立県に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村

### ● 財政措置の内容

市町村外在住の外部専門家を**年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい**し、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする。

1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間

- 民間専門家活用（560万円／年）
- 先進自治体職員（組織）活用（240万円／年）

# 地域活性化起業人（H26～） ※H26～R2は「地域おこし企業人」

- 地方公共団体が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。
- 総合経済対策（R5補正）において、三大都市圏の企業への集中的な周知広報及びマッチング支援を実施。

## 対象者

### 三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣）

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

## 受入団体

- ①三大都市圏外の市町村
- ②三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

1,432市町村  
※R5.4.1現在

## 活動内容 (例)

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

- 観光振興
- デジタル人材
- 地場産品の開発・販路拡大
- 地域経済活性化
- 移住促進・交流人口の拡大
- 等

## 特別交付税 措置

- 派遣元企業に対する負担金など起業人の受入れの期間中に要する経費 上限額 年間560万円／人
- 起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／人
- 起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／団体  
（派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費）

## 期 間

6ヵ月 ～ 3年

## 自治体

### 民間のスペシャリスト人材 を活用した地域の課題解決へのニーズ

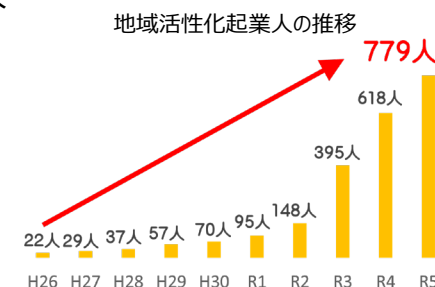
- 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開

## 民間企業

### 社会貢献マインド 人材の育成・キャリアアップなど

- 民間企業の新しい形の社会貢献
- 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

（協定締結）



# 副業型地域活性化起業人の創設

- 企業人材の副業ニーズの増加を踏まえ、大都市圏の企業の社員を即戦力として活用する地域活性化起業人について、企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）に加え、**地方公共団体と企業に所属する個人間の協定に基づく副業の方式（副業型）**に対する特別交付税措置を創設。

## 自治体

- ①三大都市圏外の市町村
- ②三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

（対象：1,432市町村）

### 協定締結



### <新規> 副業型 協定締結



社員個人

## 民間企業

（大都市圏に所在する企業等）

### 【企業派遣型】

- 要件
  - ・自治体と企業が協定を締結
  - ・受入自治体区域内での勤務日数が月の半分以上
- 特別交付税
  - ①受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
  - ②受入れの期間中に要する経費（上限560万円/人）
  - ③発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

### 【副業型】

- 要件
  - ・自治体と**企業に所属する個人**が協定を締結（フリーランス人材は対象外）
  - ・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
  - ・受入自治体における滞在日数は**月1日以上**
- 特別交付税
  - ①受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
  - ②受入れの期間中に要する経費（**報償費等 上限100万円/人 + 旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）
  - ③発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

# 地方自治体職員に対する脱炭素に関する研修

- 「地域脱炭素ロードマップ」（R3.6.9 国・地方脱炭素実現会議決定）では、2025年までの5年間を集中期間として地域脱炭素の取組を加速化することとされている。
- 地域脱炭素の取組に対し、人材研修の観点から、国が積極的、継続的かつ包括的に支援するスキームを構築することとされた。
- このため、自治体職員に対し、地域に裨益する再生可能エネルギー導入の考え方等をテーマとした講義等を通じて、脱炭素企画を企画し、職場に提案いただくことをゴールに自治体で研修を実施する

## 時期

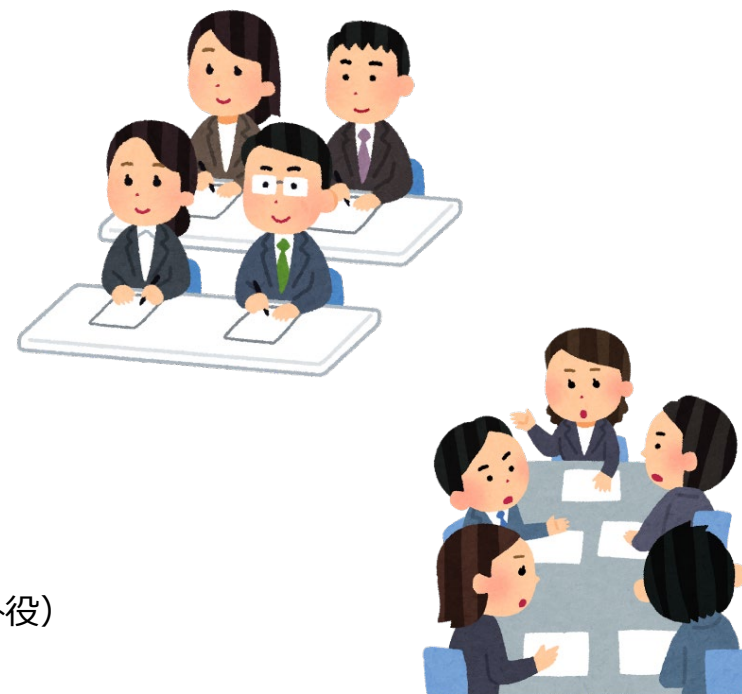
例年秋頃（2泊3日）（年1回開催）

## 対象

地域脱炭素の取組を加速化させるために、関連施策に携わる都道府県及び市区町村職員。  
※初任者の参加可能。

## 研修内容

- ①脱炭素地域づくりに関して、専門家からの説明
- ②脱炭素地域づくりに関して、先進自治体からの事例紹介
- ③自治体職員同士で、脱炭素社会実現に向けたグループワークの実施  
（専門家及び先進自治体職員がコーディネート役）



## これまでの実施状況

【令和5年度】

実施日：10月23日（月）～10月25日（水）  
受講者：36名

【令和4年度】

実施日：9月26日（月）～9月28日（水）  
受講者：35名



# 脱炭素化推進事業

- 地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化に係る地方単独事業(事業期間は令和7年度まで)

## 1. 対象事業 ※事業費 1,000億円(令和6年度)

- ① 再生可能エネルギー設備等の整備に関する事業 (太陽光発電設備、バイオマス発電設備、熱利用設備 など。ただし売電を主たる目的とする場合には、地域内での消費を主たる目的とするものに限る。)
- ② 公共施設等をZEB基準に適合させるための改修事業等 (空気調和設備、照明設備、太陽光発電設備 (売電を主たる目的とするものを除く) など)
- ③ 公共施設等を省エネ基準に適合させるための改修事業等 (空気調和設備、照明設備、給湯設備 など)
- ④ 公共施設等のLED照明導入のための改修事業
- ⑤ 電動車の導入 (公用車に係る電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車に限る) 及び充電設備の整備 (主として公用車に充電を行うもの)

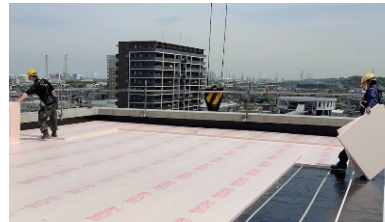
※ ①及び②は新築・改築も対象

※ ZEB (Net Zero Energy Building) とは、一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

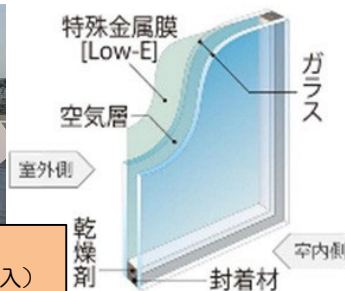
### 【事業イメージ】



再生可能エネルギー（太陽光）設備



公共施設等のZEB化  
(屋根の高断熱化・複層ガラスの導入)



電気自動車の導入

## 2. 充当率・元利償還金に対する交付税措置

- ①及び②の事業

脱炭素化推進事業費  
脱炭素化推進事業債 (充当率90%)

元利償還金の50%を地方交付税措置

一般財源  
10%

- ③及び④の事業

元利償還金の30~50%<sup>(※)</sup>を地方交付税措置

※ 財政力に応じて措置

一般財源  
10%

- ⑤の事業

元利償還金の30%を地方交付税措置

一般財源  
10%

# 地域脱炭素の一層の推進

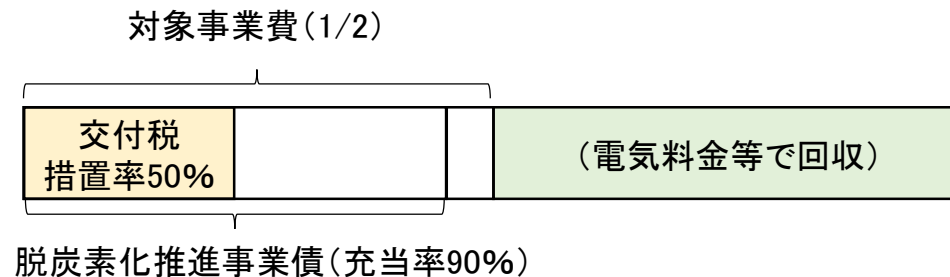
- 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合を対象に追加。
- 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設。

## 1. 脱炭素化推進事業債の拡充

【拡充内容】「再生可能エネルギー設備」の整備について、「地域内消費」を主目的とするもの（第三セクター等に対する補助金）を対象に追加

※現行は自家消費を主目的とする場合が対象

【地方財政措置】事業費の1/2を上限として、脱炭素化推進事業債（充当率90%、交付税措置率50%）を充当。



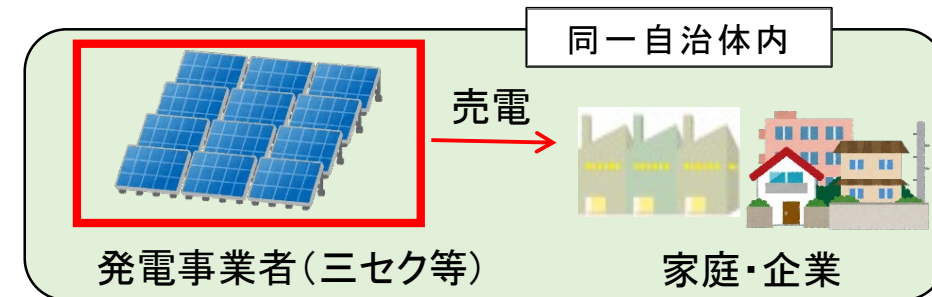
### 【現行の脱炭素化推進事業債の対象事業】

地方単独事業として行う以下の事業

- ①再生可能エネルギー設備
- ②公共施設等のZEB化 ③公共施設等の省エネ改修
- ④LED照明の導入 ⑤公用車における電動車の導入

### 【地域内消費のメリット】

- ・地域内経済循環
- ・エネルギーの効率的利用
- ・災害時の停電等のリスクの低減



## 2. 過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

- 過疎対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の対象施設において実施する上記①及び②を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。

※ 「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより独立採算が可能と見込まれることから、過疎対策事業債の対象外。（地方単独事業については、事業費の1/2を上限として過疎対策事業債を充当）



# 公営企業の脱炭素化の推進

- GX実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策を率先して実施することとされるなど、地方公共団体の役割が拡大したことを踏まえ、公営企業の脱炭素化の取組に対して、以下のとおり地方財政措置を講じる。

## 1. 対象事業

- 地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業

(太陽光発電、公共施設等のZEB化※<sup>1</sup>、省エネルギー、電動車等の導入)

※この他、小水力発電(水道事業・工業用水道事業)やバイオガス発電、リン回収施設等(下水道事業)、

電動バス(EV、FCV、PHEV)等の導入(交通事業(バス事業))についても対象

※売電を主たる目的とする発電施設・設備については対象外

## 2. 事業期間

- 令和5年度～令和7年度

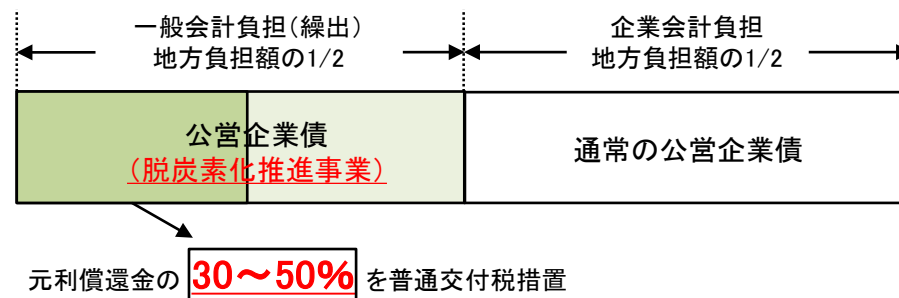
## 3. 地方財政措置

- 地方負担額の1/2に「公営企業債(脱炭素化推進事業)」を充当した上で、元利償還金の全額を一般会計からの繰出の対象とし、その元利償還金に上表のとおり普通交付税措置(残余(地方負担額の1/2))については、通常の公営企業債を充当)

| 対象事業                                      | 交付税措置率            |
|-------------------------------------------|-------------------|
| 太陽光発電<br>公共施設等のZEB化※ <sup>1</sup>         | 50%               |
| 省エネルギー<br>(省エネ改修※ <sup>2</sup> 、LED照明の導入) | 財政力に応じて<br>30～50% |
| 公用車における電動車等の導入<br>(EV、FCV、PHEV)           | 30%               |

※<sup>1</sup> 太陽光発電・ZEB化は、新築・改築も対象

※<sup>2</sup> 省エネ・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネ設備の導入等を含む



※水道事業、工業用水道事業、電気事業、ガス事業は一般会計出資債

※専門アドバイザーの派遣(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)により、公営企業の脱炭素化の取組を支援

# 地方財政措置（地域の人への投資の推進（地域脱炭素関係））

## 1. 地域におけるリスクリングに関する地方財政措置

【対象事業】 地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスクリングの推進に資する、

①経営者等の意識改革・理解促進、②リスクリングの推進サポート等、③従業員の理解促進・リスクリング支援

※ 地域職業訓練実施計画（職業能力開発促進法第15条第1項の協議会で策定する計画）に位置付けられる地方単独事業を対象

【事業期間】 令和8年度まで（「人への投資」パッケージの終了年度と同様）

【地方財政措置】 特別交付税措置（措置率0.5）

## 2. 地方公務員の人材育成に係る地方交付税措置の拡充・創設

○ 都道府県・市町村が、「人材育成・確保基本方針」において、特に重点的に取り組むとして明示した新たな政策課題に関し実施する研修を対象として、地方交付税措置を創設。

（1）自団体職員を対象とする場合

都道府県：普通交付税措置

市町村：特別交付税措置（措置率0.5）

（2）都道府県等が市町村職員を対象とする場合

特別交付税措置（措置率0.5）

- ・ 「新たな政策課題」とは、団体ごとに特に解決が必要と考える課題（例：GX、スタートアップ支援、インバウンド戦略、多文化共生等）。
- ・ 「人材育成・確保基本方針」等において、特に必要となる人材について定量的な目標を設定する場合が対象。

（※）複雑・多様化する行政課題に対応するため、研修の充実が必要であることから、従前地方交付税措置している研修経費についても拡充。

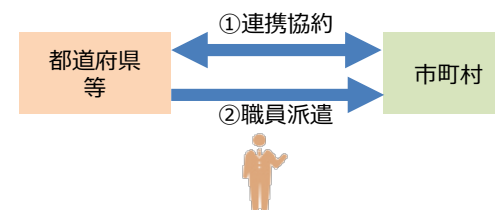
## 3. 地方公務員の人材確保に係る地方交付税措置の創設

○ 都道府県等が、市町村と連携協約を締結の上、

当該市町村が地域の実情に応じて必要とする専門人材

（連携協約において規定。保健師・保育士・税務職員等）を確保し、派遣する取組を対象として、特別交付税措置を創設

【地方財政措置】特別交付税措置（措置率0.5）



- ・ 派遣を受ける市町村については、政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く市町村が対象。
- ・ 派遣を受ける市町村に負担金が生じる場合は、派遣初年度のみが対象。